

いち早く新しい情報を取得したい！！という方必見！！

セミナー
要予約
参加無料

～法律が改正されます～

「相続時の土地・建物の義務化」 をご存知ですか？



相続相談員
渡邊 琢也



相続による土地・建物の名義変更は、
今直ぐ対応しなくてもいいですよ、
と言われる方もいます。

しかし、令和6年4月1日からは、相続による
土地・建物の名義変更が義務化されます。
法律が改正される前に一緒に勉強しませんか？
ご興味のある方は是非ご参加下さい。



日程

令和5年2月22日(水)

時間

10:00～11:30 (受付開始 9:45～)

場所

プラサヴェルデ 301号室
(沼津駅北口 沼津市大手町1-1-4)

定員

50名様 (要予約)

※定員になり次第受付終了となります。

こちらから
お申込みできます



コロナ感染対策にご協力をお願いします

お申し込み書

※お電話またはFAXにてお申し込みください。 **FAX 055-923-9240**

お名前：

ご参加人数：他 名

ご住所：〒

電話番号：

お連れ様のお名前（名字） 様



経営と、人生と、地域の力になる。

イワサキ経営グループ

株式会社イワサキ経営 / 税理士法人イワサキ



相続手続支援センター® 静岡

〒410-0022

静岡県沼津市大岡984-1

受付担当：磯口

メールアドレス

toiawase@souzoku-shizuoka.jp

電話

0120-39-7840

FAX

055-923-9240